

第2回下野市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 令和元年8月8日(木) 午後1時30分～

2. 場 所 下野市役所203会議室

3. 出席委員

(1) 被保険者代表 加藤 尚徳 委員 稲見 郁夫 委員
浦谷 和哉 委員 伊藤 恵美子 委員
須崎 よしえ 委員

(2) 保険医又は保険薬剤師代表

荒井 博義 委員 内藤 文明 委員
赤羽根 久至 委員

(3) 公益代表

高橋 芳市 委員 磯辺 香代 委員
吉永 希代子 委員 井上 永子 委員
金清 隆純 委員

(4) 被用者保険等保険者代表

坂入 宏一 委員 遠藤 正三郎 委員
梁木 達夫 委員

(以上16名)

4. 欠席委員

保険医又は保険薬剤師代表 高橋 康子 委員 鈴木 玉枝 委員

(以上2名)

5. 出席職員

市民生活部長	山中 利明	市民課長	木村 一枝
市民課主幹	中里 智徳	市民課副主幹	上野 早苗
税務課長	倉井 和行	税務課主幹	飯野 信幸
税務課主幹	宇賀持 はる美	税務課主事	横島 隆玄
市民課主事	秋元 悠里		

(以上9名)

6. 議事録署名委員

被保険者代表 稲見 郁夫 委員
保険医又は保険薬剤師代表 内藤 文明 委員

(以上2名)

議 題

- (1) 平成30年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
(資料1、資料1-1～1-4、参考資料)
- (2) 令和元年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
(資料2)
- (3) 【検討課題】下野市国民健康保険税の見直しについて
(資料3)

報告事項

- (1) 平成30年度特定健診受診率向上支援事業の実績について
(資料4)
- (2) 令和元年度下野市国民健康保険税の課税状況について
(資料5)

<開会 午後1時30分>

【事務局】皆様こんにちは。定刻になりましたので、只今から令和元年度第2回下野市国民健康保険運営協議会を開会いたします。本日は保険医又は保険薬剤師代表の高橋委員、鈴木委員から欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

続きまして、山中副市長よりご挨拶申し上げます。

【山中副市長】4月から副市長を拝命しました山中と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。日頃より保険事業の運営につきまして格段のご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。また本日はお忙しい中、第2回国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。さて、日本の社会保障制度は国民皆保険・皆年金の達成から半世紀が過ぎましたが、少子高齢化の進展など、社会変化に直面しながらも充実が図られて参りました。しかしながら、団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となり、社会保障関係給付は6割を超えることとなります。また、少子化に伴う労働人口の減少など、社会保障の今後を考える上で難しい課題となっております。こうした中、安心の支え合いである社会保障制度を守り、持続可能なものとするために医療保険制度の改革が行われ、国民健康保険制度においても平成30年度より県が財政運営の責任主体となりまして国保運営の中心的な役割を担うことになりました。市におきましては引き続き地域住民と身近な関係の下、関係課が連携いたしまして税の確保、保険事業の推進を積極的に行っているところでございます。この改正により、県が各市町の医療費水準や所得水準等を反映いたしまして県全体で調整した上で標準保険税率や事業費納付金を各市町に示すこととなります。市では示された標準保険税率や事業費納付金を参考にいたしまして県と連携しながら、また基金の保有状況を踏まえまして今後の保険税の見直しを行ってまいりたいと考えています。つきましては、運営協議会にてご審議の上ご意見をいただきたく、今回貴協議会に諮問するものでございます。委員の皆様方には忌憚ないご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】ありがとうございました。引き続き、山中副市長より本協議会の会長に対して国民健康保険税の見直しについての諮問書をお渡しいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

＜副市長が諮問書を読み上げ、磯辺会長に渡す＞

【事務局】ありがとうございました。山中副市長におかれましては、この後所用がございますのでこれで退席させていただきます。

＜副市長退席＞

【事務局】それでは、これより議事に入るわけですが、下野市国民健康保険規則第9条の規定により、議事の進行を磯辺会長にお願いいたします。

【磯辺会長】本日はお忙しい中、また猛暑の中、第2回国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。さっそく議事に入らせていただきます。議事がスムーズに進行いたしますよう、委員各位のご協力をお願いいたします。本日の出席人数は定数18名のところ16名で、下野市国民健康保険規則第11条の規定による会議の定足数を満たしておりますので本会議が成立していることをご報告申し上げます。続きまして、下野市国民健康保険規則第14条の規定により本日の会議録署名委員に被保険者代表の稲見委員と保険医又は保険薬剤師代表の内藤委員を指名したいと思いますがご異議ございませんか。

－異議なし－

異議なしと認め、本日の会議の署名委員には被保険者代表の稲見委員と保険医又は保険薬剤師代表の内藤委員をお願いいたします。

それでは、会議次第に基づきまして、進行させていただきます。初めに議題（1）平成30年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして事務局の説明を求めます。

【事務局】それでは、議題（1）についてご説明させていただきます。資料1につきましては歳入歳出の決算書となりますので、詳細な項目が記載されております。こちらは後ほどご覧いただき、資料1-1から1-4と参考資料を使ってご説明させていただきますと思います。資料1-1 決算収支の状況をご覧ください。平成30年度の内容をご説明いたしますと、歳入総額は5,730,098千円で、前年度と比較して13.7%の減となりま

した。歳出総額は 5,415,138 千円で、12.6%の減、歳入歳出差引額は 314,960 千円で、28.7%の減となりました。続きまして歳入歳出決算内容についてご説明させていただきます。資料 1-2 と、1-2 を円グラフにした資料 1-3 をご覧ください。前年度と比較して増減額が大きいものについて説明させていただきます。まず歳入につきましては、大きく減少したものが 4 国庫支出金で、1,167,134 千円の減となりました。次に 5 療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金についてはいずれも皆減となっております。また、大きく増加したものにつきましては、6 県支出金が 3,229,503 千円の増となっております。これら歳入の大幅な増減につきましては県が財政主体となったことにより、これまで市が国などから直接受けていた交付金等が県に移管されたことによる減少と、代わりに県からの交付金が増額されたことが大きく影響しております。

次に歳出につきまして、こちらも大幅な増減があったものについてご説明いたします。後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金がいずれも皆減となっております。また 3 国民健康保険事業費納付金が 1,523,952 千円の皆増となっております。これらの大幅な増減につきましても、歳入と同様に、県が財政主体となったことによりこれまで市が納付していた納付金等が県に移管されたことと、県の事業費納付金等が新たに新設されたことが大きく影響しております。続きまして単年度収支の状況についてご説明いたします。参考資料 下野市国保会計単年度収支の状況をご覧ください。資料 1-1 でも触れたところではありますが、平成 30 年度に支出した額につきましては、収支差引が 314,960,420 円となっております。単年度収支につきましては、収支差引額から基金繰入金や前年度の繰越金などを除いたものとなっております。132,119,597 円となっております。平成 24 年度からマイナスの収支の状況が続いていましたが、27 年度にマイナスの額が減少し、その後 28 年度からプラスとなっております。このことから、現在の下野市の国保会計は比較的安定していると考えられます。

続きまして下の表 国民健康保険財政基金状況を見ていただきますと、平成 30 年度の当初残高は 561,087,937 円でしたが、基金を取り崩すことなく、基金積立金は 259,080,908 円ございましたので、30 年度末での残高は 820,168,845 円となっております。

このように基金も 30 年度は繰り入れすることなく 259,080,908 円を積み立てることができ、単年度収支はプラスとなっております。

続きまして国民健康保険税の状況についてご説明いたします。資料 1-4 をご覧ください。予算現額につきましては 1,245,825,000 円、調定額は 1,672,414,116 円、収入済額は 1,362,841,995 円、不能欠損額は 23,201,113 円、収入未済額は、286,371,008 円となります。これにより平成 30 年度の徴収率は 81.49%で前年度と比較して 2.54%の増となっております。内訳を見ますと 30 年度の現年度課税分につきましては 94.77%で前年

度と比較して0.91%徴収率が上がっております。また滞納繰越分につきましても29.97%で前年度と比較して3.67%の増となっております。説明は以上となります。

【磯辺会長】平成30年度の決算について説明が終わりました。この件につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。県に財政運営の主体が移りましたので、様々なところで変化がございました。それを踏まえてご覧いただきたいと思います。

【浦谷委員】資料1-2の歳入の表ですが、療養給付費交付金や、前期高齢者交付金、共同事業交付金は皆減となっておりますが、これらはどの項目に当てはまっているかもう一度教えてください。

【事務局】こちらにつきましては、市で受けていたお金がなくなり、県が代わりに受けることとなったため、その代わりに県支出金としていただいているということでお考えいただけると分かりやすいかと思います。

【磯辺会長】歳出の後期高齢者支援金等から共同事業拠出金までの5項目についても、今まで県の国保連等に納付していたものが0円になりましたが、代わりにどこから支出していますか。

【事務局】5項目については全て0になりまして、代わりに国民健康保険事業費納付金が新たに創設され、県に対してまとめて納めることになっております。

【磯辺会長】全部国民健康保険事業費納付金の中に入っているということですね。15億円納付して35億円もらっているというわけですが、この35億円は何に使うのでしょうか。

【事務局】歳出の保険給付費というものがあり、皆様が病院にかかったときに3割を負担いただき、残りの7割分については、皆様から頂いた保険税を当てさせていただいています。その保険給付費は今までは国保連合会を通して支払いしていましたが、県がまとめて面倒をみているので、県の支出金として医療の支払いに充てているということになります。

【磯辺会長】よろしいでしょうか。他にご質問はございませんか。なければ、議題(1)平成30年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について議案のとおり承認してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

—異議なし—

それでは、議題(1)平成30年度下野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については承認されました。続きまして議題(2)令和元年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして事務局の説明を求めます。

【事務局】それでは議題(2)令和元年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第1

号) についてご説明させていただきます。資料2をご覧ください。今回の補正予算につきましては歳入歳出をそれぞれ60,510千円増額しまして、予算総額5,564,865千円となっております。補正の内容につきましては国保税の賦課システムの改修と平成30年度の繰入金の精算、平成30年度の繰越金の確定に伴う補正となっております。それでは歳入からご説明いたします。5款 県支出金 1項 県補助金 2節 保険給付費等交付金(特別交付金)でございますが、こちらが550千円の増額補正となっており、補正後の額は81,164千円となります。こちらにつきましては制度の見直しに対応するための国保税の賦課システムの改修に関わる経費がございまして、国からの交付金が出されるので、こちらを増額してとったものでございます。続きまして7款 繰入金の2項1目1節の基金繰入金につきましては155,000千円の減額補正となりまして補正後の額は0となります。こちらにつきましては平成30年度の繰越金等が予算の見積りよりも多くなったことから、基金を繰り入れしなくても運用できるということで減額をしています。今後の医療費の伸び次第では再び増額の補正をする可能性がございます。続きまして8款 繰越金の1項1目1節の繰越金につきましては214,960千円の増額補正、補正後の額は314,960千円となります。こちらは平成30年度の繰越金額の確定に伴い、積立金として増額補正したものでございます。

続きまして歳出についてご説明いたします。1款 総務費の2項1目13節 委託料につきましては、550千円の補正、補正後の額4,604千円となっております。こちらについては歳入の方でも説明させていただきました制度の見直しに対応するための国保税の賦課システム改修に関わる経費として増額補正をしております。続いて5款 積立金1項 基金積立金1目25節 積立金をご覧ください。42,000千円の増額補正、補正後の額は42,169千円で、30年度決算の確定に伴い、基金積立金として補正したものとなっております。続いて7款 諸支出金の3項繰出金の1目一般会計繰出金の28節繰出金は17,437千円の増額補正となっております。こちらは平成30年度に一般会計から国保特別会計に繰り入れした分について精算ができましたので再び一般会計に戻すという精算のための補正となっております。最後に8款1項1目29節 予備費につきましては歳入歳出の端数の調整のために523千円の増額補正となっております。説明は以上となります。

【磯辺会長】 只今事務局の説明が終わりました。こちらは本年度の補正予算です。この件につきましてご質問がありましたらお願いいたします。歳入の8款で繰越金が314,960千円になるわけですが、先ほどの決算で資料1-1に載っておりました実質収支額というのがここにきています。つまり前年度の収支で残ったお金がここに来るわけですね。そして最初の予算のときにはとりあえず1億円を見込んでおきますので、繰越金が決まったのでここで補正するということとなります。あとは繰越金がたっぷりあったので基

金は入れて予算立てたけれど元に戻し、42,169千円の基金積立までできたということですね。

ご質問がなければ議題（2）令和元年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして議案のとおり承認してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

－異議なし－

【磯辺会長】異議なしと認め、議題（2）令和元年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては承認されました。続きまして議題（3）【検討課題】下野市国民健康保険税の見直しについて事務局の説明を求めます。

【事務局】議題（3）【検討課題】下野市国民健康保険税の見直しについて説明させていただきます。資料3をご覧ください。先ほど副市長から国保運営協議会に対し諮問をいただきまして、下野市の国民健康保険の見直しについて考える上で基本となる費用の推移等を資料3にまとめさせていただきました。見ていただきたいところは③被保険者の推移と④国民健康保険税の収入済み額の推移についてですが、28年度から30年度の推移を見ていただきますと減少していると見る事ができるかと思えます。これに対し⑦国民健康保険事業費納付金につきましては30年度から始まったばかりではございますが、30年度から令和元年度にかけては金額の増加が見られます。また、市民課で推計させていただいた令和元年度で確定していないところと令和2年度の推計値を見てみますと、今後の被保険者数の減少、保険税の税収の減少、それに対し事業費納付金の増加の傾向が進むものと思われます。こちらの推計にあたりましては、④国民健康保険税は現在課税している税率をもとに推計をしたものになりまして、⑧事業費納付金の令和2年度の試算額についても県が示した平成28年度から31年度の伸び率を示している資料を参考とし、各費用の推計を基にして市民課で試算させていただいたものになります。（資料 平成31年度各市町国保事業納付金を参照）そして事業費納付金と国民健康保険税の必要な金額をイメージしたものが資料3の二重線以下の部分になります。令和2年度に県から提示される事業費納付金を、先ほどの推計を基にして17億円とした場合に、経費として保健事業費等が1億円必要になり、そこから国からの交付金等が2億円あるため、交付金歳入を差し引くと、必要になる金額は16億円程度であろうということで推計を出させていただいております。これを賄うために必要となる税収がございしますが、現在の国保税率をベースにして算定した令和2年度の国保税の収入額と令和2年度に繰越できるであろう繰越金を3千万円としますと、16億円経費が必要となるのに対し、2億9千万円ほど足りませんので、現在積み立てている基金から2億9千万円を取り崩して繰り入れすることによって、事業費納付金を支払うために必要な16億円

を賄うという形でイメージしたものがこちらとなります。

こちら載せたものが今現在の推計ということで、実際の事業費納付金や税収額とはかけ離れたものになってしまうかもしれませんが、保険税の必要額がどのように決まるのかをイメージしていただけるように資料3に載せさせていただいております。今後、本年度10月くらいに県の方で事業費納付金の試算が行われる見通しです。県で試算を行った事業費納付金の金額が出次第、税率の試算の案を作りまして次回の協議会において提示させていただき、ご検討いただければと考えております。現在の下野市の国保会計につきましては先ほどの平成30年度決算にもありますとおり、単年度収支では黒字となっておりますし、令和元年度の補正予算においても基金を投入せずに運営できる状態でございまして、さらに基金も8億円以上残高があるという状況となっております。これらのことから、令和2年度については今まで積み立ててきた基金を投入することなるべく被保険者の方に影響を及ぼさない形で、どこまで税率を抑制することができるか、また、やはり事業費納付金の金額が大きく影響がございますので、事業費納付金の金額が出た段階で、税率がどこまで抑制できるか、どこまで伸ばさなければならないか、というところを検討いたしまして、税の試算案をいくつか作らせていただきます。その上で委員の皆様にご意見をいただき、今後の税率として適切なものを決めていただければと考えております。説明は以上となります。

【磯辺会長】ありがとうございます。先ほども副市長から諮問書をいただきまして、2年に一度、税率をどうするか考えてきましたので、今年も出していただいたわけですが、この一連の数字を一つ一つ見ていただきたいと思います。どのくらい上げる必要があるのか、あるいは上げないで基金を取り崩して使ってしまうばいいのではないかという考え方もあるかと思えます。それにはまず県から事業費として納めろと言われる数字が明確に出るからになります、急に言われても数字を一つ一つ理解するのは難しいので今回想像で出していただいています。保険給付費というのは先ほども説明があったように、国保側からいわゆる医療費として支払われるお金の総額ですが、これが下がっていますが、なぜでしょうか。

【事務局】③被保険者数が減少していることにより保険給付費が減少している状況でございます。被保険者数が減っている理由は、単純に若い世代の被保険者が減って高齢化していること、また国の施策として、勤めている方はなるべく社会保険の方に入るよう推進しているということもありますので、国保に加入される方は減ることかと思えます。

【磯辺会長】被保険者だけが減っているけれども、③保険給付費の一人あたりの支出額は増えております。そして④国民健康保険税の推移、つまり国保税としていくら集められたかの総額が減っています。これは所得が減っているのかもしれないし、被保険者数

が減っているのかもしれませんが。

【事務局】保険者数が単純に減っているので収入も減るということになります。

【磯辺会長】⑥財政調整基金は、国保の基金ですね。もう一つの財布で、残ったお金を貯金してある。それが令和元年度当初は8億2千万円くらいございました。このままいくと来年度の予算を組む時に2億9千万円くらいないと令和2年度は無理だろうと想像し、財政調整基金を取り崩すと5億3千万円になってしまうということです。限りなく0に近づけていって1億円くらいの基金になってしまうと、急に何かの病気が流行した時など困りますよね。

【事務局】そうです。例えば新型インフルエンザなど、感染症による保険給付費の急激な増加や、震災などの災害に対応するためにはある程度の基金の金額を確保しておかないと急な支出に対応できないことがございますので、国の方で何%を持ちなさいという決まりはないんですが、周りの市町などに聞き、一般的には保険給付費の5%程度は持っておいたほうが良いと言われております。

【磯辺会長】保険給付費の5%くらいはやはり基金として常時持っていたいですよね。今保険給付費が33億くらいありますけど、その5%というと大体どの位になりますか。

【事務局】1億6千万くらいです。

【磯辺会長】ではこの8億をどんどん使っていって、2億くらいで止めなくてはならないということですね。そうすると2億9千万円入れてあと1回予算を組むときに入れちゃうと2回分くらいしかないということですね。基金が8億もあって多そうに見えるけれどそんなに持っていないということですね。2年分くらいしかない。あとは⑦国民健康保険事業費納付金の推移と⑧国民健康保険事業費納付金の試算は似ているけれど、同じようなものですね。このままいくと県から払えと言われる金額が来年度は1,701,616千円だろうと予測し、このような数字をベースに今後副市長からの諮問に答えたいと思います。

以上の内容でご質問があればお受けしたいと思います。

なければ、今後の運協の中で見直しを行っていくということでよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

－異議なし－

それでは、異議なしと認めまして議題（3）【検討課題】下野市国民健康保険税の見直しについては、次回試算の案が示されることとなりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告事項（１）平成３０年度特定健診受診率向上支援事業の実績につきまして事務局の説明を求めます。

【事務局】では報告事項（１）平成３０年度特定健診受診率向上支援事業の実績についてご説明させていただきます。資料４をご覧ください。平成３０年度に実施いたしました特定健診受診率向上支援事業の結果につきまして、事業を委託しておりました国保連合会から報告がございましたので、委員の皆様にもご報告をさせていただきます。

始めに中段ほどに記載がございます注意書きについてご説明いたします。この資料の中での「受診率」につきましては、前回の運営協議会の特定健診の実施計画の中でご説明しました国に報告する法定報告の受診率とは算出の方法が異なりますので、前回の受診率とはこととなっておりますが、あくまでも今回は前年度と比較して伸び率を見ていただく資料としてお考えいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

それではまず資料上段をご覧ください。平成２９年度と３０年度の受診率の比較が載っております。こちらにつきましては５．７％の伸びが見ることができます。

また下段の方をご覧くださいと、勧奨前と勧奨後で各月ごとの受診率の推移が載っております。勧奨通知につきましては送付した月が６・８・１０月となりますが、発送後は伸び率が上がっていることが見ていただけるかと思っております。また資料裏面の上段には、年代別の受診率が載っております。各年度において受診率自体は向上しておりますが、４０・５０歳代の現役世代の方の受診率は低いということを示しております。

続いて下段、まとめとしまして、平成３０年度に実施しました特定健診受診率向上支援事業に関しては、一定の成果を上げていると言えるかと思っております。また年代別の受診結果としてはやはり４０・５０歳代が低いということがはっきり見えてきていますので、これの対策としましては、昨年の運営協議会において、年代別のメッセージを勧奨通知の中に盛り込むというご提案をいただいておりますので、今年度の８月末発送の第２回勧奨通知の中に年代別のメッセージを入れました。どれくらい効果があるかということと来年の結果の報告をもって見るができるかと思っておりますので、それにより受診率が低い方に関しての対策の検証ができればと考えております。報告は以上となります。

【磯辺会長】ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。この件につきまして、質問がありましたらお願いいたします。受診勧奨した結果、受診率が５．７％伸びましたという結果ですね。ただ心配されておりました４０・５０歳代は依然として低いということです。ここをターゲットに受診勧奨しなければならない。人間ドック受診者などを含んだ数字だと５０％いきますか。

【事務局】法定報告につきましては１０月に国に報告させていただくのですが、そこでの数値はなんとか５０％超えられそうかなということで考えておりますので、次回の運協の時に正式にお示しさせていただければと思います。

【磯辺会長】会社に勤めていらっしゃる方だと受診率は１００％近い数字をお出しになっているということで、議会の報告会なんかでも、国保はどうして１００％に近づけないのかと抗議がくるのですが、国保の受診率というのは５０％いかないのが実情という

ことですとやってきました。50%は夢のような数字でしたが、なんとか到達できるかなというところまで来ました。

では、続きまして報告事項（2）令和元年度下野市国民健康保険税の課税状況について事務局の説明を求めます。

【事務局（税務課）】それでは報告事項（2）令和元年度下野市国民健康保険税の課税状況について税務課より説明させていただきます。資料5国民健康保険税の当初課税の推移（当初課税）をご覧ください。平成27年度から令和元年度までの当初課税時の推移をまとめたものとなります。令和元年度につきまして前年度と比較し、説明させていただきます。まず課税対象につきましては、世帯数が87世帯の減で7052世帯となっております。被保険者数は353人の減、11,916人となっております。総所得金額は187,141千円の減で9,383,304千円となっております。次に算定税額につきましては、合計が37,639千円の減で1,590,322千円となっております。次に課税限度額につきましては、28世帯の減で211世帯、超過額は4,667千円の増で144,196千円となっております。次に低所得者等につきまして、世帯数が70世帯の増で3,349世帯、軽減額は3,595千円の増で160,183千円となります。次に調定額につきましては、算定税額から課税限度額と低所得者等と減免と端数切捨を差し引いた金額となりまして、45,456千円の減で1,284,324千円となっております。一世帯当り調定額としましては前年度より4,148円の減で182,122円となります。一人当たりの調定額としましては604円の減で107,781円となります。説明は以上となります。

【磯辺会長】ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。この件についてご質問がありましたらお願いいたします。

課税限度超のところですが、超過額というのはどのようなものでしょう。

【事務局（税務課）】

こちらについては医療費分・介護分・後期分とそれぞれ限度額を設定しているのですが、そちらを超えた部分の金額となります。課税限度超の世帯数は減っていますが、額としては増えています。理由としてはいろいろありますが、例えば一人の方が土地などの大きい金額の譲渡をした場合に、普通に計算すると高額になるのですが、実際集めるのはその限度額になるので、超過額が過大になっているのではないかと思います。

【磯辺会長】これは集められなかったお金ということですね。高額所得の方は課税の限度額が設定されていますので、普通に計算するともっと大きな金額を支払わなければならないところ、限度額が今は93万円になっていますので93万円が支払いの限度ということになり、それ以上は徴収しないということになります。徴収していたら1億4千万くらい入っていたけれど、集められなかった分ということですね。

何かご質問ございますか。もしなければ最後に6、その他事務局から何かございますか。

【事務局】その他についてお話しする前に、前回の運営協議会におきまして皆様からい

ただいたご質問についてご説明させていただきたいと思います。

<事務局より、前回の質問についての回答説明（別紙参照）>

それではその他についてご連絡いたします。まず（１）令和元年度市町村国民健康保険運営協議会委員研修会の日程についてご説明いたします。配布しました資料の最後の１枚をご覧ください。正式な通知は県から来ていないですけれども、１０月１７日（木）１３時から宇都宮南図書館にて研修会が開催される予定です。正式な通知が来次第、皆様にご連絡させていただき、出欠の回答をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

続きまして（２）第８回下野市産業祭についてです。１０月２７日（日）開催、会場につきましては昨年と同じ南河内球場となります。本年度も市民課でブースを設けまして、特定健診のPR活動ができればと考えております。当日はチラシの配布であったり、国保連合会に借用申請をしている血液循環測定器を持ち込んで来場者の方に血管年齢を測っていただいたりと、健康に関心をもっていただけるようなPR活動を行いたいと考えております。もし当日産業祭にご来場いただいた際には、市民課のブースにもお立ち寄りいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、第３回の運営協議会の開催につきましては１１月を予定しております。日程が決まり次第、委員の皆様にご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。その他の説明については以上となります。

【磯辺会長】ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。質問がありましたらお願いいたします。本日の全体的なことでも結構です。質問ございせんか。今日は説明が多く大変だったと思います。お配りしました資料も、初めて見て数字をすぐに理解するのは大変だと思います。ゆっくり見ていただいて、何かありましたら次回質問していただいても結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日予定していた議事は全て終了しました。以上で協議会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

－異議なし－

異議なしと認め、第２回下野市国民健康保険運営協議会を閉会といたします。本日はお忙しい中をお集まりいただき、また円滑な議事進行にご協力いただき誠にありがとうございました。

<閉会 午後２時５０分>